【別紙】

一般社団法人 日本ボクシング連盟 令和2年度 第2回理事会別添資料

2020.6.6

※会長挨拶

今回の理事会で、最終的に理事会から推薦する理事候補者(最大 30 人+5 人の学識理事)を決定する必要があります。その理事を選考する叩き台として、先日の理事選考委員会で、理事候補をあげていただき、あがってきたリストをベースにして本日議論していくことを予定しておりました。しかしながら、この理事候補リスト作成に関して、重大な問題がいくつか認められました。私はこのリストの有効性に疑問を感じています。

その問題点は

- 1. 本来、理事選考委員会に出席しなければならなかった、三宅理事に関して、連絡がないまま選考委員会が開催されてしまったこと
- 2. 「ブロックからの総意に基づいて推薦される」はずであった、ブロック推薦理事候補の決定プロセスが非常に不透明、つまり、ブロックの総意ではなく誰かが独善的に選出した疑いが持たれていること。
- 3. このリストに挙げられている「理事候補」が、そもそもガバナンスコードに適合していない前体制理 事が多数含まれていること
- 4. 私(会長)が参加していないこと
- 5. この会議の議事録がないこと

この大きな5つの問題点がある中、このまま理事候補について議論することは出来ない、再度まっさらな状態から理事候補を選出するべきと考えている。私はボクシング界、選手のために理事をしています。皆さんも一緒だと思います。選手のために今何が大切かを考えていくのが理事であると思います。財政面、選手強化の面、また、ボクシング界全体が社会的信頼を得るためにも、一般社団法人日本ボクシング連盟が公益化されることが大変重要なことです。内閣府より前政権理事が入っていることにより、同じことを繰り返すのではないかと不安を抱かれていることは事実です。公益化するには、前政権問題も含め、様々な問題がありますが、全員で協力し合い不安要素を取り除くことが私たち理事の責任だと思います。そういった、問題も一つ一つ解決していき、選手ファースト、そしてボクシング連盟発展のために、本日の理事会が行われますよう祈っております。よろしくお願いいたします。

(1)決議事項

第 1 号議案 【専務理事】次期役員候補者選任の件

梅下専務理事:内田会長より5つの点について、マズイのではないかとのご指摘があり、まっさらの状態で始めるべきではないかとのことであるが、監事の立場から岩井監事にお尋ねしたい。

岩井監事:この理事会で次回総会に推薦する役員候補者を選任することは議題に載っているから、粛々と進めるべき。役員候補として誰を選ぶかということは、この日までに色々な会議体を設けてプロセスを経て、候補者案を出してきたことは一つの方法だと思うが、決める会議体はこの理事会である。今まで出してきた全員がそのまま通るということではなく、一人が一つ一つの議案として推薦されるべきかどうか、理事会の中で判断されることが必要である。会長がおっしゃることは、全員をそのまま通すのはおかしいということで、理事候補として適任かどうかを議論して頂くのが良いのではないかと思う。

梅下専務理事:内田会長、代替案もしくは、他の案はありますか?

内田会長:ブロック理事から推薦された方は、ブロック理事長が参加されてない会で決まったことなので、 外して、現理事で話し合いをしていきたいと思う。

仲間理事:会長がおっしゃってたのは、ブロック理事から上がってきたリストは、きちんとしたプロセスを経てないことから、とりあえずこの案を無くして、この理事会でまっさらな形で、皆で議論をしましょうと云うことだったと思います。理事候補名簿については、完全に忘れましょうと云うことだったと思うので、まず、それをするかどうかの決をとるとか、それについての意見を募るとかのステップが良いのではないか。

小斉理事: 東海ブロックの会長から、東海ブロックの各県連に誰が良いか推薦をお願いしたが、内田会長 の言うとおりブロック連盟の不透明な部分があると云うなら、ブロック連盟の理事候補者に対しては、まっさらにして、新しく決めたらどうかと思う。

仲間理事:定款及び役員規則によると、最大 40 名の理事のうち、ブロックからの互選で選ばれる理事は最大 9 名と明記されてある。もしこれに、ブロック理事長がブロック理事としていくならば、そもそもブロックからさらに推薦される枠は残されてない。あくまでも、理事会で検討する中で人を挙げてもらうのに、ブロックから候補者を挙げて貰ったらどうだろうかと云うことで挙がってきたのがこのリストであり、ブロックから候補者を募るのではなく、決定するのはこの理事会である。理事一人一人に推薦をすると云うことを理解しなければならない。

石橋理事:一から全部やるとなると、膨大な作業になる。まずは叩き台として、こういうものがあって、さらに理事の方から追加するような方がいらっしゃれば追加すれば良い。ある程度絞り込んでやらないと、雲を掴むような話になる。選考委員会に関しては、それなりに会議をして結論づいたことがある。理事会の候補者として挙がってきてもおかしくないと思う。追加があれば追加をして、この中から総会に何人選ぶのかを決めれば良いのではないか。

内田会長:ブロック理事長の会が、手違いで三宅会長が参加できてないことが問題。その時の議事録が一切ないことが問題。ブロックから推薦というのは、そもそもブロック理事長が一人推薦されている。新たにブロックからというのではなく、仲間先生が言われたとおり、理事が推薦する方法が良いと思う。手違いかミスかわからないが、三宅ブロック理事が参加してないブロック理事会で決まったリストを活用するのはおかしい。

井崎理事:冒頭に内田会長が言われていた、公益化がゴールにある。それが皆さんの目的であれば、それ を阻害する要因は排除しないといけない。そう考えた時に、前体制の理事が入っていることを どう捉えるか考えて欲しい。

門田理事: 先日、突然に林田理事から電話があって、ブロック理事の話の中で、四国ブロックの中で一人だけ理事推薦して欲しいとの連絡であった。皆が透明性の中で決めなければならないことを、短時間で決めることは困難である。どこでそのようになったのか、どう決まったのかを三宅会長はご存じなかった。そういうところで決まったことを、たたき台にすることは信じられない。

吉沼理事:前政権に加わっていた理事が、今回の理事に入っていることが、ガバナンスコードに触れると云う発言があったが、ガバナンスコードにはそのような表現はない。過程として、内閣府の公益化委員会の事務部門とのやり取りでそういう話があった。前年の7/16(火)の打ち合わせに、コンサルタントの大城さんと冨岡さんが出て、大城さんがパソコンで作ったメモがある。本人の許可を得てないので公開できないが、許可が得られれば公開したい。旧理事のやり取りがあったことになっている。後で公開できると思うので、信じて欲しい。今から読みます。

「旧体制の理事の責任はどうしているのですか?同じ人はいる?」

「旧体制の人はいる。一度やめて再任されている。」

「旧体制の責任をどうしているのかというのは、質問がある、論議になる。理事のうち旧体制をリストアップしておいてください。どう責任を明確にしたのかを準備しておいてください。」「こちらから反省文なり一筆を貰っていいのではないか」

「そこまでやらなくてもよい ほかの法人にもあるけども 旧体制で残った人は追い出すことを主張した方々である。旧体制の理事だけど推進している人が残っている形もある。結果として浄化されたので、それは旧体制の中にいたからできたのだということ。残ったのは地方の方ですか?」

「そうです」

「地方の方は、ボクシング界では有名な方 奈良のかたではないですよね?」「潰います」

「いろいろ言われるので、みそぎ終わったの?と言われるのでその時に回答を下さい。委員会前のタイミングで質問が出たり、委員へのブリーフィングの段階だったり」 これが、やり取りである。ですから、旧体制の理事がいるから公益化にならないとはなってい

ない。旧体制の理事が話題になったのは、この一回である。

中村常務理事:今の発言について、世間一般的にガバナンスコードにもある「国民社会に対しての適切な説明 責任」という一文があるが、ガバナンスコードが今の我々の団体に 100%当てはまるものでも ないし、それを目標に向かっている。公益法人化に向けて、吉沼理事の発言のようなことが、 直接的なマイナスではない話があったんですけども、プラスにはならないし十分慎重にすべき だと思う。やはり、旧体制の方々が居られるのは考えるべきだと思う。

内田会長: 先ほど吉沼さんが読まれた文書は、私も大城さんから頂いている。その中に大城さんのコメントが入っている。「旧体制の方が残っていることで、公益認定を受けられないということでは

なく、残っていると公益認定委員から質問が出る可能性が高く、議論に上がる可能性が高くなる。そこで納得のいく説明が出来なければ、公益認定に関してマイナスに動くよというアドバイスだと思う。逆に言えば、公益認定委員からすると、マイナスの印象からスタートするけれど、納得のいく説明が出来る状態であればマイナスが払しょくされるということだとも思う。どういう説明が納得のいく説明なのか具体例はわかりませんが、少なくとも不作為の状態では納得のいく説明には当たらないのだと思う。公益認定を受けるという観点から、旧体制の方が理事になっている場合、「その責任をどう明確にしたのか」を説明できるように準備をしておくことが肝要である。大城さんと話をして、旧体制の方が理事でないと仕事をされないのですか?と質問された時には、一切返答できないであろうと云うこと。そういうことを考えて第一に、公益化を目指す上で、旧体制の方に理事としてではなく、委員として今期は頑張って頂いて、次の改選時には、こういう風に頑張って頂きました、こういう結果を残して頂きましたということで日本連盟の理事としてふさわしい人です。と日本連盟として説明の出来るような状態で対応していきたいと私は思う。

小山田常務理事:内田会長の説明に対して、旧体制の方々数名は、もう既に一年半ぐらい日本ボクシング連盟に 対して多大な貢献をされていると思うが、それでは説明がつかないと云うことなのか?

内田会長:まだ日本連盟は経過観察中であり、そもそもそういった報告も出来ていない状況だと吉沼さん から報告を受けたことがある。

仲間理事:前体制理事との業務の引継ぎの問題があるので、この体制としても理事として若しくは要職として関わる必要があるので、一筆書いて残ったという経緯がある。一年半あれば引き継ぎは完了する。一般的な目から見れば、引継ぎが完了したので、旧体制理事の方々には一度理事を降りて頂くってことなんですよね。という質問が来る。その時に、やはり必要なんですという時に、運営上、絶対に必要となることは、この方が持っている資格若しくは特殊な技術がなければ、この連盟の機能が維持できないと云うことでなければ、絶対に必要だとはみなされない。そこは理解する必要がある。会長がおっしゃっていたことでとても大事なことは、理事を降りて頂くことが、日本連盟から締め出しなさい、ボクシングという競技から排除しなさいと云うことと一致はしてないことを皆で共有する必要がある。皆ボクシングを愛して、それを上手くやっていく人なので、委員会の長であったり、委員であったり、その他の役職であったり、理事でなくてもボクシングにボクシング連盟に関わっていくことが出来る。理事=ボクシングに関わると云うことではない。理事にならない=ボクシングから締め出すと云ことではないと云うことを皆で共通認識として理解する必要がある。

西山理事:私も旧政権の理事で、一度辞任して、再任された。もう一度ブロックに戻して考えなければならない。

小山田常務理事:仲間先生の話は分かるが、皆さん貢献をされている方も多いので、そこを評価して頂きたい。仲間理事:貢献して頂いてるのはよくわかる。ただ、理事でなければ連盟に貢献できないかつ理事でなければ大きな仕事を与えられないと云うことではない。連盟に関わって、色々な仕事をすることは出来る。公益化においては、この人は頑張ってくれているからみそぎは終わったよね。ではない。第三者が見てとにかくクリーンであることが要求される。社団法人の経営と運営に関するところ、決定権を持つ人から外すと云うことが社会的に必要。ボクシングに関わることを削除しましょう、排除しましょうと云うことと一致しないことを理解しないといけない。とても重要な人、大事な人と云うことは皆共通として理解しているはず。理事は、運営をしていく決定権のある人、かつ、第三者の目から見ても誰の目から見ても、理事として良い方でなければならない。

門田理事:前体制の方々がすごく大きな仕事をしてくれたことは理解している。処罰しようとする考えではない。前体制の方々に今やって欲しいことは、日本連盟のために頑張って欲しい。日本連盟の中で今できることは何か?理事を降りて頂くことが、最大の功労になるのではないかと考える。第三者的に見たときに、学識理事を入れましょう、外部理事を入れましょうと、何で入れるのかは、しがらみのない人らがどういう風にこの連盟を見るのか?と云うことを重要視しているからガバナンスコードに書かれているのだろう。第三者から見れば、何でこの人が残っているのかという話になる。旧体制理事の方々がどんなに仕事をしていて、幹部が評価していても、一般の目からはわからない。公益財団法人と云うことは、日本全国の人々が認めると云うことであるが、日本全国の人々は、日本連盟のことをわからないから、そんなに人材が居ないのかとみられる。旧体制の方々は、長年仕事をされているが、その方がもう一度理事になる必要があるのかがよくわからない。組織というのは、新しい人が入らなければならない。新しい

人が入ってこない組織は衰退する。理事を長くすると甘えの部分が出てくる。指導者は、次の 指導者を育てなければならない。色んな角度から見ると、前体制の理事の方々は、日本連盟の ために、選手のために理事を降りていただくことが、今最大の功労じゃないかと思う。

石橋理事:旧体制の理事が圧倒的多数いるわけでない。社会の目から見て旧体制の理事が悪かったという 目では見られてない。旧体制の理事がすべて悪かったら、今の体制になってないと思う。旧体 制で全てを同罪に見るのはかわいそう。旧体制とか新体制とかもう終わりにしてもいいのでは ないか。

中村常務理事:前体制の皆さんもよくやって頂いている。表向きに形を示す時期である。現体制でも強化の中心になろうであろうという方が体罰で問題になった。よくやってくれていたが、問題が大きいので、社会に示すことで引いてもらうことになった。

佐藤義理事:今大事なことは、日本連盟の公益化に向かうことである。そして、観察状態からの解除が主要である。小山田理事から意見があったように貢献されている方は多々いるが、我々が内部評価という部分と外部評価という部分において、自ら自浄作用でリスキーな部分を排除したと云うことが大事ではないか。皆の考えがそこに結びつき一致しないといけないのではないか。

川上理事:議事の進行のあり方がよくわからない。この問題は時間がかかるのでこのまま進めるのか?進めて行くなら意見を言うのだが。報告事項も時間が掛かるので、この問題は最後に持って行った方が良いのでは。

梅下専務理事:川上理事のご意見を尊重し、この問題は後にし、議題を進行するために、第2号議案に行って もよろしいでしょうか?

(ほとんどの理事が了承 → 第2号議案の説明に入る。)

(4号議案終了後再開)

川上理事:ブロック理事はブロックの権限を委任されていると思うがどうなのか? 理事の数はブロックのバランスも必要ではないか。

千田理事:公益法人化のために理事の数を減らさないといけないのではないか。

川上理事:ブロックの役員の数で数字を出してみたがどうか。

仲間理事:ガバナンスコードでは適正な人数でよいので直接的に減らせという訳ではない。 必要な仕事とそれに対する「人」で決めないといけないのではないか。

川上理事: それも含めてバランスよく選出する必要がある。現体制が始まって1年半は引き継ぎの期間で みなさん一生懸命仕事をしてきた。公益法人化に必要な人選の議論を続けてもらいたい。

仲間理事:ブロックの選出で出せる人員は9名以内である。

吉沼理事:社員が84名に対して理事が36名は多いといわれている。

仲間理事:現状で全体の数を減らすのであればブロック理事9名のシステムから考え直さなくてはならなくなる。

佐藤義理事:選考委員会からのリストを採用するかどうかを決めることが先決ではないか。

梅下専務理事:第2回役員選考委員会でのリストについて採用するかの議決を挙手でとります。 賛成13で過半数を下回るため否決とします。

内田会長:代替案として現状の理事で行きたいと思うがどうか。その上で、公益法人化のためにブロック 理事を除く、前政権の方には委員会の委員長などでご協力をいただきたい。

小山田常務理事: そのままスライドするのであれば前体制理事も外さずに現状の方がいいのではないか。

鶴木副会長:選手も含めて登録していた人は全員が前政権である。なぜ理事だけを前政権というのか。男には1つや2つ触れられたくないことはある。子供たちも前政権である。それなら当時登録していた選手もすべて外しましょう。新しい血を入れないと組織は衰退することはわかっているが、前政権の人も皆さん頑張ってきているので問題はクリアできるのではないか。それを排除して良くなったと言うような組織は期待できない。それだったら全員が辞めた方がいい。もっと皆で考えてほしい。

中村常務理事:連盟内の話であれば皆でカバーしていけばよい。しかし内閣府にしっかりした形を示す必要がある。やはり山根体制の理事だった方の対応を考え、適切な説明責任を果たしていくことが求められる。

仲間理事:鶴木副会長の発言に対して、法人の理事という事を誤認されているので2つ訂正したい。

①選手に責任はない。しかし理事は意思決定のために明確な1票をもっているので大きな責任 がある。理事以外の人とは大きな差がある。

②排除という考え方は違う。理事という議決権を持つ立場からは一旦引いてもらい、ボクシング界には必要な方たちなので適所で活躍してください。という事が第三者に伝わらなければ

ならない。

石橋理事:2月の段階で前政権の時の理事で外れた方もいるなかで、再選された人は問題がなかったということではないか。さらに連盟の要職についている方もいるので、それでは説明がつかない。

梅下専務理事:私自身のことですが、10月の国体で鶴木副会長にロシアでの会議の時に内田会長、菊池副会 長から声をかけてもらい、学校の方まできていただき現在に至っている。しかし旧体制に問題 があるということだったので進退伺を提出し本日、審議をしてもらいたいと思っている。審議 をいただけるのなら一旦議長を折りたいと思うが如何か。

内田会長:梅下さん個人の問題ではない。内輪のボクシング連盟内では十分に皆さんが活躍し必要な人材であると思っている。樋山氏にも、鶴木副会長にも梅下さんにもたくさんの事を教えてもらった。しかし内部の問題ではなく外部の問題である。大城さんからのコメントでもあったように公益認定の疑義にあがるような案件を出すとどうなのかという見解である。皆さんは必要な人材であることはわかっているが理事としては一旦降りていただきたいと思っている。

小斎理事:再興の会ができて2018年9月に新体制が発足した。梅下専務は推薦を受けたわけだが、旧体制にかかわった理事はブロック理事も含めて一旦白紙に戻した方が説明つき法人化に向かえるのではないか。

川上理事:新しい組織で我々の目的は公益法人化である。第三者的に認められる人材の選考が必要だと思う。大きな目標を達成するためにはここでハッキリさせた方がいい。

中島常務理事:前組織などの言葉は私に言わせれば差別的発言である。旧理事は辞めることが貢献だと言っている方がいたが後日、問題発言になるのではないか。話を戻すと菊池副会長のコーチ設置事業について指摘したことから問題が起こっているのではないか。前政権ではモノを言うことができなかったが今の体制では意見を言えるということで大きく前進していると思う。しかし進んでいながらコーチ設置事業は密室で決めて後から報告するということでガバナンスの面で問題があると指摘させてもらった。前政権はマズいから出て行けということではなく悪かったことは改善しているので、現体制も悪いことは改善してほしいということで問題提起をしたい。世論のアンケートをとったみたいに前政権は悪みたいなことをいっているが、前政権の中心にいた人は悪だったかもしれない。我々は責任を感じて一旦は辞任をして、改善を条件に理事にしてもらっている。この流れの中で、いまだに前政権であるというのなら関東連盟理事を除く、日本連盟の理事・業務執行理事を辞任させてもらう。門田さんは前政権のやつと言っていました。選任委員会の名簿が無効であるなら35名全員を総会に諮るべきではないか。菊池副会長も会長も業務執行理事会でコーチ設置事業については間違いがあったし責任があります。と言っている。その事に対してはきちんと責任をとることが内部の自浄能力だと思う。

石橋理事:前政権というひとくくりにする考えはよくないと思う。重要なのはその人がどんな悪いことを やったのかという事だと思う。山根前会長や内海さんなど個人の問題だと思う。ひとくくりに せず一人一人を見るべきではないか。

仲間理事:責任は理事全体で持つものである。前体制理事は理事である以上責任がある。一旦クリアする 必要がある。今の体制に前理事が残っている理由は組織体を継続させるために業務の引継ぎが 必要であったからではないか。今回の改選では、外部からは「引き継ぎは終わっていないのか」 「終わっていないとしたらなぜなのか」ということが言われる。そのため一旦降りていただき ましょうという話がでているのではないか。しかしブロック理事の方は地方で選出された方な ので地方の意見を吸い上げる役割を果たしている。

稲田理事:仲間先生の意見は良い意見だと思うが前政権といわれると悲しい。一昨年のインターハイの時に私と中島さんと川上さん樋山先生、梅下さんとで山根会長にどうやって辞めてもらおうという会議を行い、インターハイが終わった後に大阪で理事会があり、山根会長を皆で説得した。その後の臨時総会では旧理事の後押しで現体制ができたと認識している。旧理事はボクシングの事を考えていい方向にもっていこうとしている。

内田会長: 私も全員が理事になってもらいたい。しかしボクシング連盟の一番の目的は公益法人化である。 40数競技団体の中で公益化していないのは3競技だけしかない。内閣府が懸念するようなこ とは事前に外しておきたいというのが私の気持ちである。皆さんが必要なことはわかっている。 大好きである。でも公益法人を一番に考えていきたいと思っている。

中村常務理事:とにかく外に向けて形を整えていくことが重要だと思う。国体を毎年開催に戻すためにも公益 化は絶対に必要なことである。

小斎理事:公益法人化を目指すために、ブロック理事も含めて辞めた方がスムーズにいく。

内田会長:ブロック理事は地方の意見を反映させるために必要な存在である。外部に説明もできる。

佐藤秀理事:公益化に向けて反対の人はいないと思う。以前から会長は旧理事の方は引き継ぎをしっかりやってもらうという方針を示していた。覚悟をもって改革を進めなければならない。理事じゃないと仕事ができないわけではないので、それぞれのポジションでボクシングのために今まで培ったノウハウを発揮してもらえればと考える。次世代の役員や指導者を育成する必要がある。

石橋理事:ひとくくりにせず何が悪かったのかを判断する組織にしていかなければならない。

梅下専務理事:現35名の理事かブロック理事以外の前体制の理事を除く32名にするかの判断でよいか。

鶴木理事:あくまでも全国の総意を得るべきだと思う。

仲間理事:最終的には理事会案として総会に諮る。

川上理事:前体制の理事からブロック理事9名を除いた32名という事で確認するのか。

梅下専務理事:私は今までしっかりと対外的に見られても恥ずかしくないように連盟のためにしっかりとやってきたつもりである。そのために進退伺を出させてもらった。そのうえで公益化に向けてマイナスをプラスに変えるだけの尽力と指導と運営をやるつもりである。私としては35名全員を

総会に諮り審議をしてもらいたい。それではダメでしょうか。

中村常務理事:意見がいろいろ出ていますがしっかりと採決をすることが必要だと思う。

山口理事:連盟にとって何が大切かとういことも考えて全国からもう一度募るべきでは。

木庭理事:なぜそんなに理事に拘るのか。理事じゃなくても今の選手・未来の選手や指導者のために何ができるのかということを考えてもらいたい。

梅下専務理事: 35名全員を総会に諮ることに賛成の方は挙手をお願いします。

18名が賛成のため理事会の案としたい。

山崎顧問:理事会の決議では理事会規則8号2項で議長は決議に加わることはできない。

特別の利害関係を除く理事という項目があるが3名の方はどうなのか。

まずは3名を除く32名の決をとることが必要ではないか。

岩井監事:まずは32名について決をとり残りの3名は本人を除いた形で決をとることが適切である。

梅下専務理事:本理事、山口理事、梅下理事を除いた32名について承認する方は挙手をお願いします。

賛成多数で32名は承認。

梅下専務理事:残りの3名について私からお願いします。退席するので内田会長に議長をお願する。

内田会長:梅下理事について推薦しない方は挙手をお願いします。

33名中反対16名のため賛成多数となった。

梅下専務理事:山口理事について推薦しない方は挙手をお願いします。

33名中反対17名のため反対多数となった。

梅下専務理事:本理事について推薦しない方は挙手をお願いします。

33名中反対17名のため反対多数となった。

岩井監事: 監事2名についても決をお願いします。

梅下専務理事: 岩井監事について推薦しない方は挙手をお願いします。

34名中反対なしのため推薦で承認。

梅下専務理事:泉監事について推薦しない方は挙手をお願いします。

34名中反対なしのため推薦で承認。

岩井監事:定時総会の招集通知では理事33名選任の件 監事2名選任の件でよいか。

石橋理事: 監事1名を推薦したいが如何か。

門田理事:学識理事の定義が曖昧でわからない。

仲間理事:一度、否決された方をもう一度あげるのはどうかと思う。

第 2 号議案 【専務理事】令和元年度決算承認の件

冨岡氏:これまで日本ボクシング連盟が蓄積してきた財産について、説明します。

ボクシング連盟の現在の財産は 66,478,685 円である。負債額は 1,981,508 円で、内訳としては、未払金、前受金、預り金です。財産の内訳は、定期預金や現預金で、基本財産 3,000,000 円です。差し引いて約 66,000,000 になります。

西山理事:未収金の内訳を知りたい。

冨岡氏: 2020. 3.31 で会計を閉めているので、JOC や JSC などからの公的助成金の依存財源の未収金と、

昨年度に日本ボクシング連盟の債権として維持金等の未収金等である。続いて、正味財産増減 計算書について、年間の収支は、今回から事業費と管理費に区分している。これは公益法人化 を目指すにあたって必要な費用科目の仕分けである。事業費は、競技会を開催したり、国際大 会に派遣したりするのがメインで、事業を通じてボクシングの価値や魅力を世間に訴求するこ とが存立意義で、それらの事業が公益化のための事業であることを内閣府に説明することを考えている。管理費は、事業だけでなく選手の育成や海外派遣の随行や、審判や競技運営を行うボランティア活動以外で、経営として外部の有識者を招いたりして法人を管理するための費用である事業費と管理費に区分しないと公益法人として認められない。

西山理事:昨年の各県負担金、ホームページ作成の寄付、各理事の寄付はどこに計上されているのか。

冨岡氏:収入科目の「受け取り負担金」に計上されている。

貸借対照表と正味財産増減計算書について説明したが、最後に公益目的事業と法人会計に説明について説明します。ボクシング連盟が行っている事業はすべて公益目的事業である。ただし、公益目的事業のうち受取登録料と受取会費は供与とか互助の財源になる。この身内の財源を用いて、不特定多数の人に向けて事業展開することを内閣府に説明できないといけない。身内で集めた会費の50%を上限として管理費に充てなければならない。(公益法人の整備法か及び認定法に記載されている。)

第 3 号議案 【総務委員長】令和元年度事業報告承認の件

国岡氏:経営と組織運営については、公益法人委員会とガバナンス部にまたがる話なので私から説明します。2018年8月にメディアを通じて露呈した組織全体のガバナンス不全について、JOC及び日本スポーツ協会から昨年度に勧告処分をうけ、現時点でもまだ処分解除のためのモニタリングを受けているところである。

また、騒動により失った世間からのボクシングの信用を回復するために、公益法人としての 認定を受けるべく内閣府への事前相談等を行った。

(詳細については、公益法人化に向けた改善活動、JOC及び日本スポーツ協会から課せられた勧告処分への対応状況の報告。)

小山田常務理事:国内競技会、強化事業、海外参加大会について開催しております。事前に送付した資料を各自 確認されていると思いますので、説明は割愛します。

(質疑応答なし)

※2~3 号議案説明の後、監事からの監査報告

岩井幹事: 2018 年度は、山根前会長が退任した9月からの任期であったので、半期分の監査は出来なかった。2019 年度は、一年間全期の監査を行った。会計の部分は、独立監査人において監査して頂いた。公益法人化に向けて科目費目の整備調整をしているとのことで、前年度との比較がなかなかできなく、正式な書面で報告書を頂けなかったので、聴取という表現に留めている。ガバナンス部を設けて、公益法人化に向けたプロセスを着々と進めていることを評価する。職務権限規程を整備し、権限・役割分担を明確化することが不可欠であると考えている。早急に整備して頂く必要があるだろう。理事においては、法令、定款、諸規則を常に念頭に置きながら、社会的責任の立場として、アマチュアボクシング全体に貢献するようなことを期待している。

国岡氏:監査報告書面中の「適材適所」を「適所適材」と表現を変更できないか。ガバナンス部の中でも話し合っているが、「適材適所」では、人材ありきになってしまう。どのセクションにどんな役割があるのかを協議している。用意された適所に、どの適材が当てはまるのかという整理をしているので、変更をお願いしたい。

岩井幹事:特に問題ありません。修正して総会で報告します。

第 4 号議案 【公益化推進委員長】定款変更の件

吉沼理事:今回定款変更をお願いするのは2点です。

1点目は、正会員の資格から監事を除く件です。変更する目的は、現状、日本ボクシング連盟では監事は自動的に正会員になる。(定款第6条及び会員及び会費に関する規程第2条)。監事は連盟の業務会計について監査をする役割を担う一方で、社員総会(正会員が構成員として議決権をもつ)は監事の選任・解任の権限を背景に監事がちゃんと仕事をしているか等を監督する役割を担っている。監事が自動的に正会員になる現状のルールでは、監事は監事であると同時に自らを監督する社員総会の構成員である正会員にもなっていて、社員総会が監事を監督する機能が働かない恐れがある。(仮に現実には監督機能が働いているとしても、外部から形式的にみると監督機能がはたらいていないとみられる恐れがある。)。したがって、実質的にも形式的にもこの監督機能が働いている状態にするために定款の変更が必要と考える。

2点目は、理事でありかつ都道府県連盟の代表である者が社員総会で複数議決権を持つことを

是正する件です。変更の目的は、理事であるとともに都道府県連盟の代表である正会員は、理事としての議決権と都道府県連盟の代表としての議決権の2つの議決権をもつのか、1つの議決権しかもたないのかが明確になっていない(定款第6条)。一般法人法48条では、定款に別段の定めがある場合には1人が複数議決権をもつことを認めるという規定になっているが、現在の定款はここでいう「別段の定め」となってはいない恐れがある。(具体的な記載がないため)。また、公益認定の観点からは1人が複数の議決権を持つ状況は公平性を欠くという指摘を受ける恐れがあるので、明確に法律上の原則に従って1人1議決権になるように変更をしたほうが良いものと考える。公益化の話をすると、理事が議決権を持つのも好ましくないと言われる可能性がある。現在は言われていないが、将来的には言われる可能性がある。

池端常務理事:今回の役員改選が6月になったのは、定款の記載と内容が二年以内の事業年度が終わる定時総会が任期になっていたので、役員の任期となった。以前までは、2月や3月の年度末に役員改選をしていた。四月の役員登録で正会員登録をしているが、今回の理事改選で理事を外れた場合は過払いとなる。新しく理事に選ばれたら、追加徴収しなければならない。だから、年度末に役員改選が行われるように定款を変える必要があるのではないか。議決権について、ブロック理事で選任された方が業務執行理事に入っていたりすると、地方と日連の利益相反の面からも不具合が出るのではないかと思う。

吉沼理事:役員改選は、定時総会で行うことになっている。定時総会は、決算後3カ月以内になっている 3月には出来ない。

岩井監事:定款上は、定時総会で任期が終了するとなっている。定時総会より前に選任することは問題ない。通常、一般の株式会社では定時総会で選任される。

吉沼理事:会計処理の問題で解決するのではないか。私が言えることでなく、あくまでも案であるが、正会員でなくなったら返金する、新しく正会員になられた方は追加徴収することでよいのでは。

西山理事:各ブロックの中に何県かあると思うが、定時総会に出席できないから委任する案件があった場合、一人が議決権を二つ以上持ってくることがあるが構わないのか?

吉沼理事:理事会では委任は認められてないが、総会では認められているので問題ない。

岩井監事:定款21条にも議決権の代理公使とあるので問題ないと考える。

第 5 号議案 【専務理事】定時総会招集の件

梅下専務理事:6/20(土)13時から令和2年度定時総会招集のご通知(案)を作成しているが、場所については、コロナの影響化の中なので、会議体については皆さんでご協議頂きたい。

菊池副会長:6/20となっているが、役員選任が決まってないので後にした方が良いのではないか?

(第1号議案の可決後から)

中村常務理事:集まることを基本とし、WEB参加も有りだと思う。

石橋理事:6月中の開催は難しい。東京であれば集まるのはやめた方がいい。もし集まるという意見であれば5都道府県をやめた方が良い。ZOOMで問題なければそれでも良いと思う。

内田会長:石橋先生の意見に賛成。東京以外の場所を話し合って、皆が集まった方が良いと思う。

吉沼理事:総会は委任もきく、ZOOMでやっても、誰かと一緒にやることも出来る。ZOOM&実際の会議では意思疎通が難しくなってくるので、ZOOM会議が良いと思う。

山崎顧問:すべてWEBだけでいくのか?WEB+リアルでやるのか?というところにも違いが出てくる。 政府系の見解においては、完全ZOOMだけという場合は、どこかの場所を設定するという原 則がある。完全ZOOMだけでは難しいのではないか。有効性に問題のないところ、安全をと るのであれば、形上だけでも、リアル+WEBという方法を取っておいた方が良いのではない か。あと、今回の社員総会は、最高の議決機関なので、出席の確認とか採決の確認が重要なポイントであるから、採決の取り方等を慎重に考える必要がある。WEBで80数名の決をどう とるのか工夫が必要である。

仲間理事:場所の問題であるが、東京を含めた形で一番感染の拡大が危惧されない場所という形で書かないと難しいかもしれない。どこか本拠地を設け、オンライン参加も構わないとか、現地に来て 意見を述べたい人は来てくださいとかにした方が良いのかもしれない。

石橋理事:5都道府県は排除していただいた方が良いのではないか。

仲間理事:5都道府県の理事は多いから、5都道府県を欠くと難しくなる。

山崎顧問:招集通知には「どこ」と書く必要がある。書かないというのは難しい。一つあるのは、東京で 一応やります。こういう状況なので、皆さんに合わせてWEB参加してくださいと云うことは 問題ないと、政府の見解でも出ている。一応、場所だけ作っておいて、ほとんどの皆さんがW EBで参加はあり得る。決の問題はあるが・・・

あと、一つ、これは裏技的な話であるが、決算後3カ月以内であると認識されているが、これは3カ月でなくても大丈夫となっている。最悪、もう少し後に行う選択肢もなくはないことを情報としてお伝えしとく。

菊池副会長:これも決を取ってみないと判断できない。非常に大事な内容なので、出来るだけ集まるという 選択肢をなくしたくはない。

内田会長:山崎先生、最大どの程度の延期可能なのか?

山崎顧問:決算日からそう遠くない日という書き方なので、もはや決まりはない。だだ、あまりに長いのは不適切な感じになる。6ヶ月後というのはあまりにも遅い。あと、基準時がズレてくるので、ここのポイントは気を付けないといけない。

菊池副会長:やはり延期は必要。この状況の中での強行は難しい。

内田会長:延期を決めて、どのくらい延期するのかを決めれば良い。

山崎顧問:参考として、6月末に総会等を迎える団体がものすごく沢山ある。皆さんがどうしているか、 様子とか決の採り方を参考にできるという点で時間を稼ぐメリットはある。

国岡氏:全国9ブロックの理事に相談がある。9ブロックの会長若しくは参加者がZOOMで参加出来るのか確認してもらえるか?

西山理事:ブロックの会長が総会に参加することとなった場合、一つの県の会長として出るのか?オブザーバーとして参加するのか?

梅下専務理事:ブロック会長が参加しないといけないと云うことではない。

岩井監事:定時総会招集の件、1カ月延期と決議されたが、具体的な日付が決まったら、LINE上での書面決議か、ZOOMのオンラインの理事会を開いて決められると理解してよろしいか?

梅下専務理事:はい。そのようにいたします。

(2) 審議事項

審議1【専務理事】令和2年度コーチ設置事業対象者の件

梅下専務理事:コーチ設置事業の資料を事前に送付している。今まで議論があったが、ナショナルコーチにシン氏、アシスタントナショナルコーチに菊池氏、NTC担当に竹田氏、ジュニアコーチに冨岡氏、情報戦略に及川氏が候補となっている。事業はすでに始まっているので承認をお願いしたい

中島常務理事:ダメだとは言わないが、菊池氏について会長もプロセスについて不備があったとみとめ謝罪を されているが責任はとらないのか。

菊池副会長:理事会または業務執行理事会に諮ることを失念してしまったことについて謝罪した。

内田会長:来年の理事会には必ず諮って決定したいと思う。申し訳ありません。

中島常務理事:今回は処分などの形の見えることはしないのか。

内田会長:はい。ありません。

梅下専務理事:コーチ設置事業についてこの5名を承認しない方は挙手をお願いします。 5名を承認することが多数で可決した。

審議2【医事委員長】年次健診の猶予期間及びボクシング競技再開のガイドラインの件

仲間理事:競技を再開するためのガイドラインを医事委員会で作成した。活動再開の判断等を記載している。各施設における練習の再開と地方レベルの大会の開催、全国大会の開催について記載しているのでこれに準ずる形でお願いする。

梅下専務理事:このガイドラインを日本連盟のガイドラインとして認めない方は挙手をお願いします。 このガイドラインを認めることが多数で可決した。

仲間理事:年次健診について可及的速やかに実施してもらいたい。安全に練習を行う上でもぜひお願いしたい。場所や日程についてはブロックからの連絡をお願いしたい。今年度受診がなければ来年度の大会出場に影響する可能性もある。

中村理事:具体的な期限は設けるのか。

仲間理事:地域によって状況が違うので可及的速やかにお願いしたい。 菊池副会長:選手登録についても同じように今年度中にしてもらいたい。

梅下専務理事:年次健診の文章を全国に発出することについて認める方は挙手をお願いします。 賛成多数で可決。

審議3【総務委員長】全日本選手権・全日本女子選手権の開催可否の件

梅下専務理事:本日が発表としたがどうか。

仲間理事:医事委員会の意見としては、現段階で11月2日の全日本選手権を開催不可能と判断するには根拠が乏しいということになった。開催できるとは言いにくいが中止の判断としては時期尚早である。先ほどのガイドラインを遵守して準備してほしい。但し、感染の状況によっては直前でも中止の判断をすることもある。医学的に判断する。また特定の地域でクラスターが発生した場合はその地域からの参加が認められない。特定の人との接触があった場合はその選手や役

員の参加が認められないという可能性もある。そのうえで協議をお願いしたい。

菊池副会長:ブロック予選が実施できるのか。

佐藤秀理事(北海道): 開催が決まれば逆算して日程を設定する。可能な限り実施したい。

千田理事 (東北): 医学的な許可があれば実施したい。

鶴木理事(北信越):開催が可能であれば最大限努力したい。

中島理事(関東):開催が可能なら努力したいが現状は難しい。

小斎理事(東海): 県予選を考えると難しい。時期が延びれば可能かと思う。

稲田理事(関西):目標を持たせたいので開催に向けて努力したい。

西山理事(中国):6月くらいには仮の決定をお願いしたい。

三宅理事(四国):離席中

川上理事(九州):9月のブロック予選は可能と思うが状況をみて判断する。

稲田理事:日本連盟では開催の方向でよいのではないか。

仲間理事:現時点では「できない」という判断はできない。

本理事:大学等の状況はどうか。

小山田常務理事:大学としては試合が決まらないと練習の再開ができない。国体の開催可否も参考にすれば。 開催に向けて努力していくという発表ではどうか。

菊池副会長: 9月中にブロック予選ができるかの判断を待ってからでもよいのか。

小坂常務理事:サッカーは学生連盟が大会を開催するため、活動依頼が届き活動を再開している。

中村常務理事:開催の方向で進めるしかないと思う。

石橋理事:他競技で全国大会を開催すると表明しているところはあるのか。コンタクトがある競技は大丈夫なのか。

門田理事:慎重論もあるが、いま止めることはできない。

仲間理事:選手たちに希望を与えることも大事かと思う。ガイドラインでは開催に向けて詳しく書いているので見てもらいたい。

石橋理事:観客へのガイドラインも必要なのではないか。

仲間理事:観客やトイレの事まで記載しているので見てもらいたい。

小斎理事:県内予選の会場確保が問題である。早く決まった方がありがたい。

小山田常務理事:9月にブロック予選なら8月中には県予選をする必要があるので早めの判断が必要かと思う。 サッカーはかなり独断的に開催を決めているようである。

小斎理事:ランキング選手だけで実施することも考えられる。

吉沼理事:東京都は3日間程度かけて予選を実施する。練習期間から考えて難しいので選考会ということも考えなければならない。

木庭理事:開催する方向で進めて選手に目標を持たせたい。

梅下専務理事:理事会としては開催の方向で、予選はガイドラインに沿って行い情勢を見て最終判断を行うと

いうことで採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

替成多数で可決。

審議4【強化委員長】年間表彰の件

本強化委員長:昨年度に活躍した選手を成績順にならべ強化委員会で原案を作成した。

特別功労者は連盟に対して貢献があった方なので皆さんで考えてもらいたい。

安川理事:表彰規程はあるのか。

梅下専務理事:規程はないが強化委員会で審議している。

梅下専務理事:強化委員会からの案について反対の方は挙手をお願いします。

全会一致で可決。

特別功労賞については今年度は該当なしでよいか。

全会一致で可決。

本強化委員長:表彰は定時総会で行っているが、次回からは年度末でどうか。

梅下専務理事:次年度から表彰は年度末の臨時総会で行うことに賛成の方は挙手をお願いします。

全会一致で可決。

審議5【審判部長】採点方法の件

小坂審判部長:資料をみてもらって競技規則と審判規程の変更について審議をお願いしたい。

採点方法は

①ターゲットエリアへの数と質の問題で判断する。数が同じ場合は質を考慮して判断する。

②技術や戦術を伴って競技を支配している。前進していればいいというものではない。

③競技中に継続して勝利を目指す積極性。

以上の3つで採点をする。

IOCから、今後はパリオリンピックに向けてモニタリングシステムを富士通が開発している。 プレオリンピックと全日本選手権で試用した。加点式の方法である。

ビデオカメラと組み合わせて判定する形を目指している。金額等の問題もある。

リングの上で手を上げずに、リング下でジャッジの加点とビデオテープ (3方向)で確認した

ものを見合わせて判定を決めていく。

菊池副会長:費用についてはスポーツ庁の事業に申請している。日本発信で進めていきたい。

1ラウンドごとの判定が出ていく形になる。確実な評価を目指している。

小坂審判部長:富士通との契約はどうなっているのか。

菊池副会長:スポーツ庁への申請が通らなければ再検討しなければならない。

小坂審判部長:タスクフォースの権限はいつまで続くのか。

梅下専務理事:パリオリンピックまでは IOC が行うことになっています。

吉沼理事:1000万円という金額であれば事業予算を変更するために総会の承認を得るようにしてもら

いたい。

梅下専務理事:競技規則および審判規程の変更について承認しない人は挙手をお願いします。

全会一致で可決。

審議6【強化委員会】日連強化指定選手の件

小山田副強化委員長: JOC の強化選手については、前回の理事会にて承認いただいた。今回は、次世代の日本連盟強

化指定選手としてユース選手を強化委員会で選出した。男子は2019年度のランキングを基

に女子は女子選手権の結果を基に選出した。

梅下専務理事:強化指定選手に賛成しない方は挙手をお願いします。

男子ユース35名、女子ユース20名を承認することで可決。

(3) 報告事項

報告1【ガバナンス部】5/7 に提出した日本スポーツ協会に提出した改善状況報告書の件 富岡氏:ページ数も多いので資料をご確認ください。

報告2【会長】グランドプロジェクト進捗状況の経過報告の件

内田会長:自己財源確保とボクシング普及の一環として会員数増加を目指す。

以上